

施策評価シート(平成23年度の振り返り、総括)

作成日 平成 24 年 5 月 31 日

施策	17	美しい景観の保全・形成	主管課	名称	地域整備課	関係課	観光課(観光振興)、農政課(農村整備)
				課長	増田 伸之		

施策の目的	対象 (誰、何を対象としているのか)		対象指標	単位	20年度実績	21年度実績	22年度実績	23年度実績	24年度見込み	把握方法
	①町民 ②町内の景観	A	人口(外国人も含む)	人	22,924	22,618	22,194	21,727		A)住民基本台帳による 毎年度3月31日現在数値 B)国土地理院データによる
		B	町の面積	km ²	780.91	780.91	780.91	780.91		
		C								
		D								
	意図 (対象がどのような状態になるのか)		成果指標 (意図の達成度を表す指標)	単位	20年度実績	21年度実績	22年度実績	23年度実績	24年度目標	設定の考え方と把握方法
	①景観に対する意識を高め、形成活動を積極的に行う。 ②保全され、形成される。	A	美しい景観の保全・形成へ向けて何らかの取り組みを行っている町民の割合	%	45.1	49.8	-	57.2		A)直接的な設問であり、数値が高まれば目的が達成されているといえるため成果指標とした。 町民アンケートにより把握 ※あなたは日頃、美しい景観の保全・形成へ向けた取り組みを行っていますか。→「特に行っていない」と回答しなかった人の割合 ただし、平成21年度までの数値は、あなたが住んでいる地域では地域で景観保全に取り組んでいますか。→「取り組んでいる」、「どちらかといえば取り組んでいる」と回答した人の割合
		B	締結された景観協定の数 指定された景観形成地区の数	箇所	2 2	3 2	3 2	4 2		B)数が増加すれば、地域の景観形成への取り組みが活発になると考えられるため成果指標とした。 主管課で実数を把握 ※地域とは、行政区または集落とする。 C)みなかみ町の景観が美しいと感じている町民や地域の景観を守り、育てたいと思っている町民の割合が増加すれば、美しい景観が守られていると考える。
		C	住んでいる地域が美しい景観だと感じている町民の割合	%	91.7	93.1	-	78.3		町民アンケートにより把握 ※自分の住む地域が美しい景観であると思いますか。→「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と回答した人の割合
		D								ただし、平成21年度までの数値は、町の景観が好きですか。→「好き」、「どちらかといえば好き」と回答した人の割合
		E								
		F								

住民と行政との役割分担	1. 住民の役割 (住民が自助でやるべきこと、地域やコミュニティが共助でやるべきこと、行政と協働でやるべきこと)	2. 行政の役割 (町がやるべきこと、県がやるべきこと、国がやるべきこと)
	①景観形成地区、協定地区の住民は景観協定を守ってもらう。 ②地域の特性(善し悪し)を知ってもらう、発掘してもらう。 ③身近な景観づくりに取り組んでもらう。(保全・排除・形成) ④建物などを建てる際に、調和の取れた景観形成に配慮する。 ⑤地域のみんなで取り組むんだという意識を醸成してもらう。	1)町がやるべきこと ①【景観】の保全・排除・形成について、地域の合意形成を得られるように調整をする。 ②景観に対する意識の高揚を図る。 ③みなかみ町景観条例を再整備する。 ④地域の取り組みに対して支援する。 ⑤公共事業を実施する際は、地域の景観に配慮する。 2)国・県がやるべきこと ①事業に対する助成 ②公共事業を実施する際は、地域の景観に配慮する。

1. 施策の成果水準とその背景・要因		
1)現状の成果水準と時系列比較（現状の水準は？以前からみて成果は向上したのか、低下したのか、その要因は？）	2)他団体との比較（近隣市町村、県・国の平均と比べて成果水準は高いのか低いのか、その背景・要因は？）	3)住民の期待水準との比較（住民の期待よりも高い水準なのか 同程度なのか、低いのか、その他の特徴は？）
①美しい景観の保全・形成へ向けて何らかの取り組みを行っている町民の割合は、平成21年度49.8%から平成23年度57.2%と7.4ポイント増加した。具体的には、「地域や家庭で花や緑を増やす」が47.7%と最も高く、「公園や道路の清掃活動に参加する」29.4%と続く。年齢別では、20歳代が14.7%、60歳代が75.9%となるなど極端な差がみられ、高齢になるほど高い割合となる傾向にある。。地区別にみると、新治地区において、「地域や家庭で花や緑を増やす」50.0%や「建物の屋根や壁の色・形などを 周囲の景観に調和させる」13.3%が高い割合となっている。新治地区では花づくり委員会を中心とした植栽活動が盛んであったり、景観条例による建物のデザインの統一に早くから取り組んできたためと考えられる。また、水上地区で「公園や道路の清掃活動に参加する」36.3%が高い割合となっている。 ②景観協定地区と景観形成地区数は、平成22年度5地区であったが、平成23年度は新たに鹿野沢地区の合意形成を得ることができ、6地区となった。 景観協定地区…(東峰、笠原、谷地地区)、谷川地区、湯原地区、鹿野沢地区 景観形成地区…永井地区、須川地区 建築協定地区…うららの郷 ③住んでいる地域が美しい景観だと感じている町民の割合は、平成23年度78.3%となっている。	①景観法に基づく「景観行政団体」は、2012年03月01日現在で全国531団体であり、群馬県では12団体(伊勢崎市、富岡市、高崎市、太田市、板倉町、前橋市、中之条町、草津町、高山村、甘楽町、川場村、下仁田町)となっている。 ②景観協定を結んでいる地域は、近隣市町村と比較すると多い。片品村で景観形成モデル地区を選定しているが、本町における景観への取り組みは進んでいるといえる。 ③全国的に見ても、本町ほど四季折々の変化に富んだ景観(自然景観)を有している自治体は少ない。	①廃業したホテルが沢山そのままになっていてイメージがよいくない。 ②町民アンケートの自由記述でも、景観を保全・形成してほしいとの意見が多数寄せられている。 町民アンケートによると、自由記述欄には、 廃屋の撤去や建築物のデザインの統一、環境美化活動の推進などを求める意見が多く寄せられている。 この施策に対する満足度は、 満足7.5%、やや満足35.4%、やや不満7.3%、不満3.3%となっている。
2. 施策の成果実績に対してのこれまでの主な取り組み(事務事業)の総括		3. 施策の課題認識と改革改善の方向
①街なみ環境整備事業により、湯原地区では平成22年度、水上駅周辺地区では平成23年度に協定を締結し、街並み環境整備を開始している。 ②県で主催している「花のゆりかごプロジェクト」に活動団体自ら参加し、花苗を育て地域景観の向上に寄与している。		①景観に対する住民の意識をさらに向上させ継続していくための啓発を行い、地域が取り組む景観形成活動に対する助成制度を再整備し、取り組みやすい環境を提供する必要がある。 ②農林業振興の施策ではあるが、農村景観の保全を推進するには、耕作放棄地を解消することが必須となる。 ③旅館等の廃屋撤去や老朽化した公共施設の撤去が求められており、撤去することで景観形成への第一歩となる。 ④景観行政団体への移行を検討する必要がある。 ⑤景観条例の制定に向けた取り組みが課題である。